

住宅第1426号  
平成24年2月1日

各総合振興局建設管理部長 様  
留萌振興局建設管理部長 様  
各振興局産業振興部長 様

建設部住宅局  
住宅課住宅管理担当課長

道営住宅における火災予防の徹底について（通知）

日頃から、道営住宅の管理について、ご尽力いただきありがとうございます。さて、最近の新聞等では、道内で発生した火災事故に関する報道が多くなされておりますが、道営住宅においても昨年末から1ヶ月余りの間に2件の火災があり、4名の方が亡くなられるといった痛ましい事故が発生しています。

道営住宅における防火対策については、日頃から各振興局及び指定管理者において防火管理者が中心となり、火災予防の啓発等に努められていることとは思いますが、特に冬期間は、気温が低下し空気も乾燥する厳しい気象条件の中で、暖房器具等の使用により居室内で火気を取り扱う機会が増えるといった本道の生活事情などを踏まえると、とりわけ火災に対する注意が必要な時期となります。

つきましては、今冬のこうした現状などを踏まえ、日頃からの防火対策について、あらためて注意喚起を行うこととし、別添パンフレットを作成しましたので、入居者に対する火災予防の周知徹底をお願いします。

また、貴振興局所管の指定管理者に対して、この旨周知願います。

〔住宅管理グループ  
電話011-231-4111（内線29-535）〕

# 火災の防止について

道営住宅入居者の皆さまへ

道営住宅では、昨年末から1ヶ月余りの間に2件の火災が発生し、入居されていた方がお亡くなりになる痛ましい事故が発生しています。

冬期間は、暖房器具をはじめ火気の使用が多くなり、空気も乾燥しているため、火災が発生しやすい状況となるため、普段にもまして注意が必要となります。

万が一、火災が発生した場合は、自らの生命や財産を失う危険性があることはもとより、隣接する住戸への延焼、煙害、消火活動による冠水など、隣近所の方々の生活も脅かす事態にも発展しかねません。

入居者の皆さまが安心して暮らせるよう、くれぐれも火気の手扱には注意をお願いします。

## 【万が一に備えて・・・】

火災が発生した場合でも、迅速に避難し、被害を最小限に食い止めるためには、日頃からの備えが何より大切です。

- ◇避難の方法や経路などをあらかじめ確認しておくこと
- ◇避難の妨げにならないようバルコニー内の避難ハッチなどの周辺に物を置かないこと
- ◇消火活動の妨げにならないよう廊下や階段などの共用部分に物を置かないこと

※避難施設等について不明な点などがある場合は、各振興局や指定管理者までお問い合わせください。

※名称は適宜修正してください。

お問い合わせ先

〇〇総合振興局〇〇建設管理部

建設行政室建設指導課主査（建築住宅）

電話 — — （直通）